

# 架空線等上空施設の事故防止対策要領（案）

令和4年 3月

福島環境局

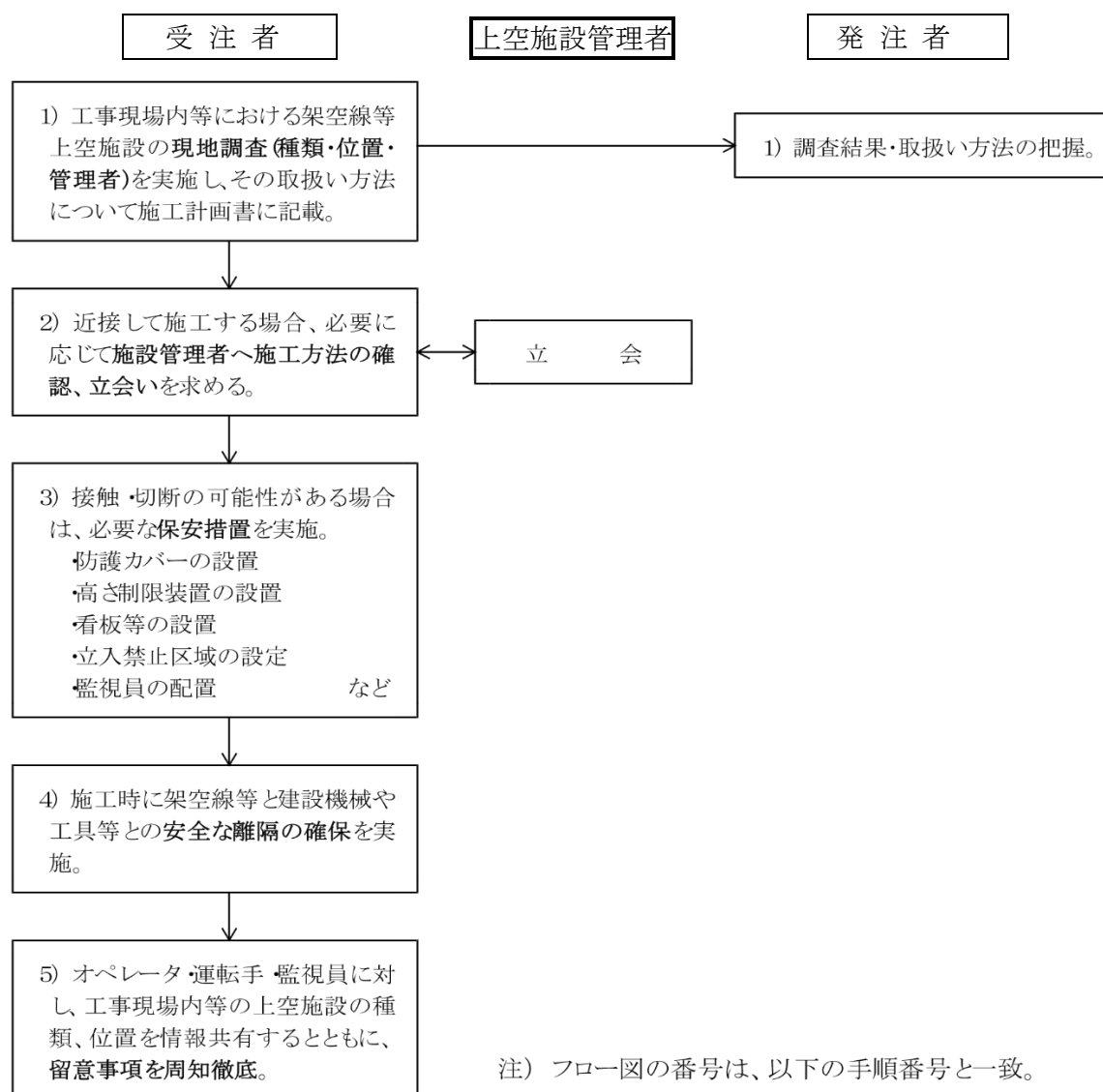
## 1. 目的

本要領（案）は、福島環境局が所管する工事等において、架空線等上空施設の近接作業等を行うにあたり確認すべき事項を示すと共に、現地調査を十分実施し、上空施設管理者に確認や立会いを求め、現場条件や作業条件に応じた安全対策や保安対策を講じて、それを工事関係者に周知徹底することにより、損傷事故等の防止を図ることを目的とするものである。

## 2. 本要領(案)の適用にあたり

本要領（案）は、架空線等上空施設に対する安全対策や保安対策の実施内容を解説しているが、本要領（案）の作業手順のみによるだけでなく、個々の現場において工事関係者（発注者、受注者、架空線等施設管理者等）が相互に十分注意してこそ事故防止が図られるので、この主旨を理解し適正に運用すること。

## 3. 架空線等上空施設の事故防止策実施フロー図



## 4. 事故防止のための作業手順等

### 1) 現地調査等

受注者は、施工に先立ち工事現場における全ての架空線等上空施設について現地調査を実施し、種類・位置（場所・高さ等）及び施設管理者を確認するとともに、監督職員に報告すること。また、その取扱い方法について施工計画書に記載すること。

#### ○架空線等上空施設

- ・電力線
- ・電話線、通信ケーブル、有線、引込み線
- ・上空施設（こ線橋、こ道橋、横断ボックス、信号機、道路標識等）

○特に高圧線については、詳細な事前調査が必要である。

○ダンプトラックで運搬等を行う場合は、ダンプアップする出入口付近の公道等についても上空施設の現地調査を行い、必要な対策を講ずる必要がある。

○事前の調査結果については、監督職員へ報告すること。

〔工作物の建設等の作業を伴う場合の感電防止（安衛則第349条）〕

事業者は、架空電線又は電気機械器具の充電電路に近接する場所で、工作物の建設、解体、点検、修理、塗装等の作業若しくはこれらに附帯する作業又はくい打機、くい抜機、移動式クレーン等を使用する作業を行なう場所において、当該作業に従事する労働者が作業中又は通行の際に、当該充電電路に身体等が接触し、又は接近することにより感電の危険が生ずるおそれのあるときは、次の各号のいずれかに該当する措置を講じなければならない。

- 一 当該充電電路を移設すること。
- 二 感電の危険を防止するための囲いを設けること。
- 三 当該充電電路に絶縁用防護具を装着すること。
- 四 前三号に該当する措置を講ずることが著しく困難なときは、監視人を置き、作業を監視させること。

### 2) 施設管理者に施工方法の説明と確認

受注者は、架空線等上空施設に近接して工事を行う場合、必要に応じてその施設管理者に施工方法の確認や立会いを求める。また、その際に施設管理者から指示された事項等については、監督職員への報告を行うこと。

○現地調査した架空線等上空施設に近接して工事を実施し、接触・切断等が想定される場合や高圧線との離隔距離が最少離隔距離以内になる場合等は、必要に応じて施設管理者に施工方法の説明と確認や立ち会いを求めるものとする。

○施設管理者より指示された事項等については、監督職員へ報告すること。

〔参考：高圧線等との最小離隔距離（m）〕

| 区 分  | 電 圧 (V) | 厚労省規程 | 東北電力規程 |
|------|---------|-------|--------|
| 特別高圧 | 500,000 | 10.8  | 11.0   |
|      | 275,000 | 6.4   | 7.0    |
|      | 154,000 | 4.0   | 5.0    |
|      | 66,000  | 2.2   | 4.0    |
|      | 33,000  | 2.0   | 3.0    |
| 高 圧  | 6,600   | 1.2   | 2.0    |
| 低 圧  | 200・100 | 1.0   | 2.0    |

厚労省規程は、労働者の感電災害を回避するための規程。  
東北電力規程は、電力施設の損傷被害を回避するための規程。

### 3) 施工中の保安措置

受注者は、架空線等上空施設に対して建設機械等のブーム、ダンプトラックのダンプアップ等により、接触・切断の可能性がある場合は、その状況に応じ必要な保安措置を行うこと。

- ・ 架空線等上空施設への防護カバーの設置
- ・ 工事現場の出入り口等における高さ制限装置の設置
- ・ 架空線等上空施設の位置を明示する看板等の設置
- ・ 建設機械ブーム等の旋回・立入り禁止区域等の設定
- ・ 近接して施工する場合は監視人の配置 など

○架空線等上空施設を建設機械等のブームやダンプトラックのダンプアップにより、接触・切断する事故の発生が多いため、これらの危険性があると考えられる場合は、必要により保安措置を講じる必要がある。

○その現場状況に合った保安措置を講じるものとする。

○公衆災害防止対策要綱の下記事項についても、参考にして保安措置を講じること。

公衆災害防止対策要綱第87（機械類の使用及び移動）

1. 施工者は、機械類を使用し、又は移動させる場合においては、それらの機械類に関する法令等の定めを厳守し、架線その他の構造物に接触し、若しくは法令等に定められた範囲以上に近接し、又は道路等に損傷を与えることのないようにしなければならない。
2. 施工者は、機械類を使用する場合においては、その作動する範囲は原則として作業場の外に出てはならない。
- 3 施工者は、架線、構造物等若しくは作業場の境界に近接して、又はやむを得ず作業場の外に出て機械類を操作する場合においては、歯止めの設置、ブームの回転に対するストッパーの使用、近接電線に対する絶縁材の装着、見張員の配置等必要な措置を講じなければならない。

### 4) 近接施工時の施工管理

受注者は、架空線等上空施設に近接した工事の施工にあたっては、架空線等と建設機械、工具・材料等について、施設管理者に確認の上、安全な離隔を確保すること。

○架空線等上空施設に近接して工事の施工を行う場合は、架空線等と建設機械、工具・材料等について施設管理者に確認の上、安全な離隔を確保して施工を行うものとする。

○離隔の確保が困難な場合や接触・切断等が考えられる場合は、「3）施工中の保安措置」により実施するものとする。

## 5) 運転手等関係者への周知徹底

受注者は、建設機械やダンプトラック等のオペレーター・運転手及び監視員に対し、工事現場区域、同区域や資材置場の出入口及び工事用道路内の架空線等上空施設の種類・位置（場所・高さ等）について、あらかじめ情報共有すること。

また、ダンプトラックのダンプアップ状態での移動・走行の禁止や建設機械の移動・旋回時の留意点等、次の事項について周知徹底を図ること。

- ・ダンプトラックで工事現場区域、同区域や資材置場の出入口及び工事用道路内の架空線等上空施設下を通過する際は、その手前で停車し、荷台が下がっていることを確認すること。

- ・バックホウ等建設機械で現場を移動・旋回する際は、直前にオペレーターが徒歩による架空線等上空施設の位置や高さを確認すること。

- ・公道においても、重機回送時の高さチェックやダンプトラックのダンプアップ状態での走行禁止を徹底するため現場出入り口で確認すること。

○架空線等上空施設の下で施工する場合は、建設機械のオペレーターやダンプトラックの運転手等に対して、工事現場区域、同区域出入口及び工事用道路内の上空施設の種類の位置を図面等により情報共有する。

○ダンプトラックのダンプアップ状態での移動・走行の禁止や、建設機械の移動・旋回時等の留意事項について、書面やステッカー等による注意喚起を行う。

## 5. 仕様書等への記載

下記の記載例を参考として、仕様書等に架空線等上空施設の事故防止対策要領（案）を位置づけるものとする。

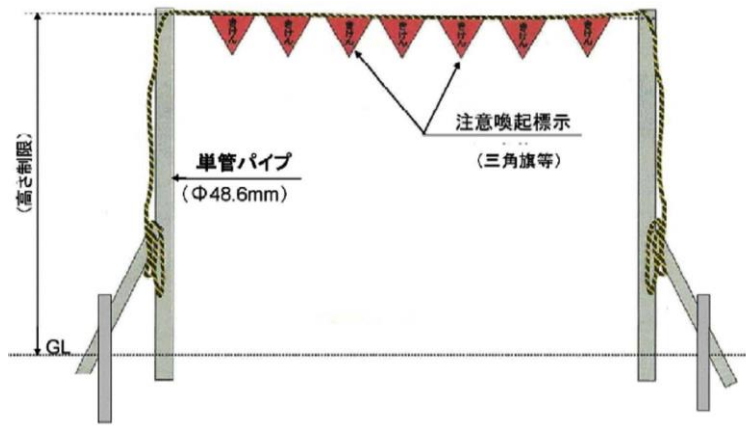
### 第〇条 架空線等上空施設の損傷事故防止

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、「架空線等上空施設の事故防止対策要領（案）（令和4年3月福島環境局）」により、公衆災害等の事故防止対策を実施することとし、その実施状況について同要領のチェックリスト（受注者用、運転者・オペレーター用）を参考にチェック・記録・保存し、監督職員等からの請求があった場合は提示するものとする。

なお、工事現場内を横断している架空線等の前後、建設機械・運搬車両等が出入りする工事現場及び資材置場の出入口等に、高さ制限を確認するために設置する安全対策施設（簡易ゲート）の要否・配置・構造等については、当該箇所の施工開始前に監督職員の承諾を得なければならない（協議するものとする\*）。

※簡易ゲートに要する費用について、除染工事等暫定積算基準及び土木工事積算基準を適用する場合は共通仮設費率に含まれることから、設置位置についての承諾を得ることとし、他の積算基準を適用する場合は設置位置及び箇所数等についての協議により、別途計上するものとする。

【参考：安全対策施設事例（現場出入口等簡易ゲート）】



※ 高さ制限については、作業車両通行ルート等における制限高さを確認し決定する。

## 6. 架空線等上空施設の事故防止のためのチェックリスト

架空線等上空施設 事故防止チェックシート (例)

| 受 注 者 名 |                                                                                    |                          |                          |                          |                          |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 工 事 名   |                                                                                    |                          |                          |                          |                          |
| 現場代理人名  |                                                                                    | 管理技術者名                   |                          |                          |                          |
| ヤード・物件等 |                                                                                    |                          |                          |                          |                          |
| 確 認 項 目 |                                                                                    | 確 認 者                    | 特 記 事 項                  |                          |                          |
|         |                                                                                    | 確 認 月 日                  |                          |                          |                          |
| 事前調査確認  | 1. 架空線等上空施設がある工事現場等で、施工に先立ち現地調査を実施し、種類・位置(場所・高さ等)及び施設管理者を確認したか。                    | 元請責任者名<br>/              |                          |                          |                          |
|         | 2. 現地調査の結果を発注者(担当監督員)に報告したか。                                                       | 元請責任者名<br>/              |                          |                          |                          |
|         | 3. 架空線等上空施設に近接して工事を行う場合は、必要に応じてその施設管理者に施工方法の確認や立会を求めたか。                            | 元請責任者名<br>/              |                          |                          |                          |
|         | 4. 施設管理者から指示された事項等を発注者(監督職員)へ報告したか。                                                | 元請責任者名<br>/              |                          |                          |                          |
|         | 5. 作業手順書・重機作業計画に、架空線等上空施設の事故防止対策および監視員等の配置、氏名が明記されているか。                            | 元請責任者名<br>/              |                          |                          |                          |
| 日常点検・確認 | 6. KY活動の危険要因として、架空線等上空施設に対するコメントがあるか。                                              | 確認者名<br>/                | 確認者名<br>/                | 確認者名<br>/                | 確認者名<br>/                |
|         | 7. 建設機械等のブームやダンプトラックのダンプアップ等により、接触・切断の危険性がある場合、必要な保安措置を講じているか。                     | 確認者名<br>/                | 確認者名<br>/                | 確認者名<br>/                | 確認者名<br>/                |
|         | ・ 架空線等上空施設への防護カバーの設置                                                               | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|         | ・ 工事現場の出入り口等における高さ制限装置の設置                                                          | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|         | ・ 架空線等上空施設の位置を明示する看板等の設置                                                           | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|         | ・ 建設機械ブーム等の旋回・立入禁止区域等の設定                                                           | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|         | ・ 近接して施工する場合に見張員の配置                                                                | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|         | 8. 架空線等上空施設に近接した工事の施工にあたっては架空線等と建設機械・工具材料等について安全な離隔を確保しているか。                       | 確認者名<br>/                | 確認者名<br>/                | 確認者名<br>/                | 確認者名<br>/                |
|         | 9. 工事現場区域等を横断または近接する架空線等上空施設の種類・位置(場所・高さ)に関する情報を、建設機械・ダンプトラック等のオペレーターや監視人と共有しているか。 | 確認者名<br>/                | 確認者名<br>/                | 確認者名<br>/                | 確認者名<br>/                |
|         | 10. ダンプトラックのダンプアップ状態での移動・走行の禁止や建設機械の移動・旋回時等の留意事項について周知徹底しているか。                     | 確認者名<br>/                | 確認者名<br>/                | 確認者名<br>/                | 確認者名<br>/                |
|         | 11. ダンプトラックで架空線等上空施設下を通過する際は、その手前で停車し、荷台が下がっていることを確認しているか。                         | 確認者名<br>/                | 確認者名<br>/                | 確認者名<br>/                | 確認者名<br>/                |
|         | 12. バックホウ等建設機械を移動・旋回する際は、直前に架空線等上空施設の位置や高さを徒歩で確認しているか。                             | 確認者名<br>/                | 確認者名<br>/                | 確認者名<br>/                | 確認者名<br>/                |